

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【公開番号】特開2018-58999(P2018-58999A)

【公開日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2016-198192(P2016-198192)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/50 (2014.01)

C 0 9 D 11/30 (2014.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/50

C 0 9 D 11/30

B 4 1 M 5/00 1 2 0

B 4 1 J 2/01 5 0 1

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月17日(2019.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 4】

一方、トリアセチンの含有量が上記の範囲を超える場合には、インビジブルインクジェットインクの揮発性が不十分になって速やかに乾燥しにくくなり、特に媒体を重ねる等した際にブロッキングしたり、印字した文字等がずれたり擦れたりしやすくなるおそれがある。

これに対し、トリアセチンの含有量を上記の範囲とすることにより、インビジブルインクジェットインクの揮発性が不十分になってブロッキング等が生じるのを抑制しながら、なおかつブラッシングの発生を良好に抑制できる。